

秋田県条例第六号

秋田県税条例の一部を改正する条例

秋田県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第二項中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第四十四条第一項の表の第一号(五)中「（法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として令第六条の二十三の二に規定するところにより算定した金額）をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十一条第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号(一)中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号(二)中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号(三)の表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号(一)中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号(二)中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号(三)中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第七十五条第一項中「又は第二項第一号」を「若しくは第二項第一号」に改める。

第二百二十四条第四項第二号中「幼稚園」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「幼児」を「園児」に改める。

第二百九十五条第二項第一号及び第二百九十八条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則第四条の二の二第一項中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第四項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第六条を次のように改める。

（個人の県民税の寄附金税額控除の特例）

第六条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に法第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第七条第五項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第三十六条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の申告特例控除額は、第三十六条の二第二項に規定する特例控除額に、法附則第七条の二第二項の表の上欄に掲げる第三十五条第二項に規定す

る課税総所得金額から第三十六条第一号(一)に掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合(法附則第七条の三第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される割合)を乗じて得た金額とする。

附則第十四条の二の三中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」と、「百分の五・五」を「百分の一・六」と、「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「次条第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附則第十六条第一項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

4 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギー使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で行った後、住宅性能向上改修住宅(同項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下この項において同じ。)を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

5 第七十四条から第七十六条までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十六条第四項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第十六条第五項において準用する前項」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同条第四項」と、第七十五条第一項中「第七十三条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十六条第四項」と、第七十六条第一項中「第七十三条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、同条第二項中

号(二)中「附則第四条の五第九項」を削り、同号(二)(3)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号(二)を同号(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四第三項第二号(一)中「附則第四条の五第十一項」を削り、同号(一)(3)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号(二)中「附則第四条の五第十二項」を削り、同号(二)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号(三)中「附則第四条の五第十三項」を削り、同号(三)(3)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号(四)中「附則第四条の五第十四項」を削り、同号(四)(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前二項又は附則第十八条の六第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

(一) 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(二) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

- (三) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる軽油自動車

- (一) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- (二) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (三) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- (四) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四に次の一項を加える。

- 5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第十八条の六第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定に

かわならず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の六第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第四号(一)中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」及び「附則第四条の四第七項」を削り、同号(一)(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号(二)中「附則第四条の四第十項」を削り、同号(二)(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号(二)を同号(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の六第一項第六号中「附則第四条の四第十三項」を削り、同号(三)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法施行規則に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第五項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として法施行規則に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第五項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

(一) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること。

(二) 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の六第二項を削り、同条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「三十万円」を「三十五万円」に改め、同項第一号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

(一) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。
- (二) 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の六第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「十五万円」を「二十五万円」に改め、同項第一号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

(一) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。
 - (二) 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
 - (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。
- 附則第十八条の六第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十八条の四第四項第一号に掲げるガソリン自動車

二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

- (一) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (二) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (三) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第十八条の四第四項第二号(三)又は(四)に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十八条の六第九項中「第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第三項から前項まで」及び「第一項又は第三項から前項まで」を「前各項」に改め、「附則第四条の六第十二項」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「自動車（「自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）を備えるもの（「に、平成二十七年三月三十一日（第一号）」を「平成二十九年三月三十一日（第四号）」に改め、「自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる」を削り、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十八年十月

三十一日」に、「三百五十万円」を「五百二十五万円」に改め、同項第一号中「超える」を「超え十二トン以下の」に、「であつて」を「(第十一項において「バス等」という。)であつて」に、「平成二十五年一月二十七日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置に」を「車両安定性制御装置に」に、「(次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。)で法施行規則附則第四条の六第十項に規定するものに」を「で法施行規則に規定するもの(以下この項及び第十一項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則に規定するもの(以下この項及び第十一項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも」に改め、同項第二号中「八トンを超える」を「三・五トンを超え八トン以下の」に改め、「附則第四条の六第十一項」を削り、「除く」の下に「。以下この項及び第十一項において同じ」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で法施行規則附則第四条の六第十項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第三号中「十三トンを超える」を「八トンを超え二十トン以下の」に改め、「(法施行規則附則第四条の六第十項に規定するけん引自動車に限る。)」を削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で法施行規則附則第四条の六第十項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十八条の六第八項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 前項第四号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(法施行規則に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(法施行規則に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日(第五号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た

額」とする。

- 一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもの
 - 二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
 - 三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
 - 四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
 - 五 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- 附則第十八条の六第七項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「附則第十八条の六第六項」を「附則第十八条の六第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項各号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
- 5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。
- 一 附則第十八条の四第五項に規定するガソリン自動車

二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(一) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(二) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(三) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十五条を次のように改める。

（狩猟税の税率の特例）

第二十五条 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第一百九十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。）に係るものを除く。）として、鳥獣保護管理法第九条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号）第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号）第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替える。

附則第二十八条第三項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第百九十五条第二項第一号及び第百九十八条の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）第三十六条の二第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第六条の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

(事業税に関する経過措置)

4 新条例第五十一条第一項及び第三項並びに附則第十四条の二の三の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

5 新条例附則第十六条第四項及び第五項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

6 新条例附則第十八条の四及び第十八条の六の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

7 新条例附則第二十五条の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

8 施行日から附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する

法律（以下この条において「鳥獣保護法」と、「鳥獣保護管理法第九条第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第一項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」と、「鳥獣保護管理法第二条第九項」とあるのは「鳥獣保護法第二条第五項」と、同条第二項中「鳥獣保護管理法第九条第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。）に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する従事者証」とあるのは「に規定する従事者証」と、「同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」と、「者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

9 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年秋田県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「若しくは附則第十五条第一項」及び「秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第四十七号）附則第七項の規定によりなお効力を有することとされ、及び読み替えて適用される同条例による改正前の県税条例」を削る。